

令和4年度

公益財団法人神戸市産業振興財団
事業概要

経 済 観 光 局

目 次

I. 財団設立の趣旨	1
II. 財団の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 組織および職員数	2
6 役員	3
III. 定款	4
IV. 令和3年度事業報告	
1 事業報告	12
2 事業別収支明細書	18
3 正味財産増減計算書	19
4 貸借対照表	20
5 財産目録	21
6 事業別収入明細書	22
7 事業別支出明細書	23
8 収支計算書	24
9 財務状況の推移	25
V. 令和4年度事業計画	
1 事業計画	26
2 経営改善の取組状況	31
3 事業別予定収支明細書	32
4 予定正味財産増減計算書	33
5 予定貸借対照表	34
6 事業別予定収入明細書	35
7 事業別予定支出明細書	36
8 収支予算書	37
VI. 令和3年度主要事業計画・実績比較	38
VII. 主要事業の推移（令和元年度～令和3年度）	38

I. 財団設立の趣旨

日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が21世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換および各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化等高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う創業まもない企業を支援することも、創意あふれる神戸経済の発展において重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界および学界が一体となり、各界の人材の交流およびノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

このようなことから、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興をはかり、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として「財団法人神戸市産業振興財団」を平成4年3月に設立したものである。

なお、平成13年4月から、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとしての指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。

また、平成23年4月1日付で、公益財団法人に移行した。

II. 財団の概要

- 1 名称 公益財団法人 神戸市産業振興財団
- 2 設立年月日 平成4年3月13日
- 3 所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階
- 4 基本財産 636,054,675円(神戸市全額出捐)
- 5 組織および職員数
 - (1) 組織

(注)・は、神戸市派遣職員。また、○は神戸市退職職員を表す。
(令和4年7月1日現在)

理事長 富山 明男 <small>(神戸大学大学院工学研究科教授)</small>	常務理事 ・藤原 啓	総務企画部長 ・広瀬 智一	総務・人事グループリーダー ・木村 貴洋	ユニットリーダー 山本 久美子
			財務・企画・広報グループリーダー ・奥町 卓大	
			企画・広報担当グループリーダー 中村 千夏	
		ビジネスインフラ担当部長 ○福田 孝夫	ビジネスインフラグループリーダー 小堀 哲	
		産業イノベーション推進部長 ・牛尾 紀夫	産業イノベーション推進グループリーダー-事務取扱 ・牛尾 紀夫	ユニットリーダー 元川 美雪
		戦略産業担当部長 岡田 俊治		
		航空機産業担当部長 茨木 久徳		
		経営支援部長 ・中田 博幸	経営支援グループリーダー 上田 恭平	ユニットリーダー 阿部 晃司
		経営支援部担当部長 ・西 崙 康彦		
		ビジネス開発部長 ・八木 美咲	ビジネス開発グループリーダー ・坊 正隆	

(2) 職員数

(令和4年7月1日現在)

所 属	区 分	部 長	グループ リーダー	ユニット リーダー	固 有 職 員	その他 職 員	合 計
総務企画部	総務・人事グループ	1 (1)	1 (1)	1			3 (2)
	財務・企画・広報グループ		2 (1)		4		6 (1)
	ビジネスインフラグループ	1	1				2
産業イノベーション推進部	産業イノベーション推進グループ	3 (1)		1		1	5 (1)
経営支援部	経営支援グループ	2 (2)	1	1	2		6 (2)
ビジネス開発部	ビジネス開発グループ	1 (1)	1 (1)		1	4	7 (2)
合 計		8 (5)	6 (3)	3	7	5	29 (8)

()内は、神戸市派遣職員で内数。人材派遣は含まない。

6 役員

(令和4年7月1日現在)

役員の種類別	氏名	所属団体及び役職名
評議員	阿知波 規之	(一社)神戸市機械金属工業会 会長
評議員	小田 倶義	(公財)神戸ファッション協会 会長
評議員	高 四 代	神戸市商店街連合会 会長
評議員	長田 庄太郎	神戸商工会議所 貿易部会長
評議員	永吉 一郎	(株)神戸デジタル・ラボ 代表取締役
評議員	西村 順二	甲南大学経営学部 教授
評議員	森 有 美	弁護士
評議員	大畑 公平	神戸市経済観光局 局長
理事長	富山 明男	神戸大学大学院工学研究科 教授
常務理事	藤原 啓	神戸市経済観光局 担当部長
理 事	桂田 重信	神戸市商工団体総連合会 会長
理 事	川西 正記	(一社)兵庫県信用金庫協会 常務理事
理 事	清水 稔	三菱重工業(株)神戸造船所 所長代理
理 事	新山 正幸	三菱電機(株)神戸製作所 総務部長
理 事	関口 幸明	神戸商工会議所 理事・事務局長
理 事	廣田 章光	近畿大学経営学部 教授
理 事	宮本 要	(公社)兵庫工業会 専務理事
理 事	村上 昭二	(公財)新産業創造研究機構 技術移転部門長
理 事	吉岡 治	神戸市小売市場連合会 会長
監 事	高島 章光	弁護士
監 事	酒井 俊	(株)三井住友銀行公務法人営業第二部 副部長

Ⅲ. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市産業振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の支援に関する事業
- (2) 神戸市が設置する公の施設の管理運営等に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会において説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事，監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員に対する報酬等)
- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 評議員に対する費用弁償の基準
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以下

3～6（略）

:別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額等
投資有価証券等	636,054,675円

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年6月18日から施行する。

IV. 令和3年度事業報告

1 事業報告

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が9月末まで断続的に発出され、行動制限や自粛により経済活動が抑制された。また、令和2年秋以降に顕在化した半導体不足や令和3年夏の東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足が輸出や個人消費の足かせとなった。10月から12月にかけては緊急事態宣言解除と供給制約の緩和で景気回復の動きがみえたが、令和4年に入りオミクロン株の感染拡大やウクライナ情勢の深刻化により状況は後退している。

このような状況のもと、当財団では事業者の目線に立ち、市の産業振興行政の一翼を担う団体として創業や販路開拓の支援、経営課題の解決等の各種施策を市や関係支援機関とのネットワークを生かして着実に推進した。

新たに起業や商品開発等販路開拓に取り組む中小企業等を積極的に支援するため、テストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場の提供や、販路拡大に向けた計画策定等の伴走型支援を実施した。また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため「事業再構築補助金」のサポート窓口を設置し、中小企業の事業転換等を後押しした。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

市内の中小企業支援機関が、創業支援を行うチームを組み、それぞれの強みを生かして、起業・開業に関するセミナーや様々な課題を解決するための専門相談、経営サポート付オフィスの提供等、開業に特化した支援を行った。

産業競争力強化法の支援制度に基づき、コーディネータ8名を配置して個別相談を実施したほか、夜間相談や新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン相談を実施し、創業者の増加に取り組んだ。また、創業者のフォローアップにも取り組み、電話での現状確認を行うとともに必要に応じて事業所等の訪問も行った。

- ・相談件数 934件（新規相談者数351名）
- ・創業件数 111件
- ・創業基礎セミナー参加 263名

(イ) 食のスタートアップ支援事業（新規）

株式会社阪急オアシスと神戸市との連携のもと、令和3年4月26日に開業した神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店地下一階キッチン&マーケットの一区画について、市内で飲食店の開業を目指している方に対し、

チャレンジ場所を提供するとともに、本格的な店舗開業に向けたきめ細かな支援を行った。

- ・出店件数 5 件
- ・開業件数 1 件（開業検討中 4 件）

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援をはかるため、神戸市産業振興センター内に「創業準備オフィス」、「スモールオフィス」、「企業育成室」を設置し、低廉な事業スペースの提供と経営支援を行った。

- ・創業準備オフィス：起業を準備する段階
卒業 4 社 新規入居 2 社（年度末入居状況：5 / 13 室）
- ・スモールオフィス：起業し事業を始めた段階
卒業 8 社 新規入居 4 社（年度末入居状況：9 / 16 室）
- ・企業育成室：事業化し成長を始めた段階
卒業 1 社 新規入居 1 社（年度末入居状況：5 / 6 室）

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ（拡充）

食料品・生活雑貨等生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援するため、市営地下鉄の駅構内スペース等を活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場（愛称：K O B E そらゆめマルシェ）を提供した。

- ・37 社に販売機会（延べ 363 日間）を提供

(イ) ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業（新規）

中小企業のふるさと納税返礼品・新商品企画開発力のアップ、販路開拓支援および成長を促進するため、ふるさと納税返礼品の新商品企画開発経費の一部補助制度を創設するとともに、企画開発セミナーを開催した。

- ・補助件数 16 件

(ウ) 神戸セレクション

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、「神戸セレクション 2021」の公募を取りやめたため、これまでの選定商品を全国の百貨店等で展示販売して販路開拓に努めた。

また、事業開始からこれまでの成果を検証し、さらなる事業の強化のための見直しを開始した。

- ・百貨店での展示販売会
売上額 約 2 億 7,000 万円（16 回 計 109 日間）

(エ) 販路開拓コーディネート事業（新規）

新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援するため、職員がアドバイザーとともに企業マッチングによる新商品開発や展示会・イベント等での P R 支援、市と連携した海外販路の探索等、販路開拓に向けた伴走型支援を実施した。

- ・支援企業数 22社

(オ) 戦略産業参入支援事業

a 航空機産業参入支援

航空機産業担当部長を継続配置し、神戸航空機クラスター研究会を通じた支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により航空機産業を取り巻く環境が大きく変化したことから、新分野進出の支援にも取り組んだ。

- ・大手川下企業への営業活動やビジネスマッチングへの出展に関するアドバイス
- ・大学との連携による生産性向上のための活動支援
- ・企業の課題解決に向けた会員個社指導
- ・新分野進出支援（空飛ぶクルマ用部品製作、軽量車いすの開発等）

b 水素産業参入支援事業

戦略産業担当部長を継続配置し、神戸水素クラスター勉強会を通じた支援を実施した。

- ・大学や大手企業による講演会、水素産業関連施設への見学会を通じた最新情報の提供
- ・大手川下企業とのビジネスマッチングの場の提供
- ・水素産業に参入するための技術開発のマネジメントや情報収集に関する支援
- ・技術開発のための補助金申請支援

(カ) 地域産業デジタル化支援事業（新規）

デジタル技術を活用した小規模旅館事業者におけるナイトフロント業務の集約化・効率化を促進するため、事業設計の支援やデジタル機器の導入補助を行った。また、ナイトフロント集約化事業を普及展開するため、周辺事業者を発掘するとともに、セミナーによる情報発信を行った。

- ・観光・宿泊業向けDXセミナー参加 81名

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術

優れた技術や製品を有する中小企業を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定する（対象は製造業・情報サービス業等）とともに、認定後一定期間が経過した企業の技術の再認定を行った。

また、認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介した冊子やウェブサイト等により、国内トップレベルにある優れた技術を有する企業が市内に集積していることを全国に発信し、販路開拓・拡大や人材確保・育成等の支援を行った。

- ・新規認定 1社
- ・更新認定 1社
- ・認定企業数 124社（令和3年度末現在）

(イ) 広報・PR事業（拡充）

中小企業等に必要な支援策を広く周知するため、総合パンフレットを制作し、中小企業や関係機関等に配布した。また、SNS（Twitter・Instagram）の配信を開始し、当財団事業のみならず関係機関の支援メニュー等も含めたPRを行った。

(ウ) 中小企業支援データベース構築

中小企業の基本情報や支援情報を集積し、効果的な事業ラインナップの整備と組織的な支援体制を構築するため、データベースの充実をはかった。また、中小企業の情報を発信する「Biz search KOBE」の拡充を進めている。

- ・企業基本情報件数 2,259件（令和3年度末現在）
- ・Biz search KOBE 公開企業数 414社（令和3年度末現在）

エ 人材育成の支援

(ア) 人づくり研修（拡充）

体系的な研修の実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援するため、幅広い業種に向けた若手従業員から経営者層も対象とした様々なメニューの研修を行った。また、今後の参考とするため、参加企業からヒアリングを行った。

- ・12講座 受講者数102名

(イ) 神戸マイスター

神戸市が「神戸マイスター」として認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者について、「神戸マイスター交流サロン」等の実施により、その社会的認知の向上をはかるとともに、「ゲストティーチャー制度」等を活用した後進の指導等により、優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援した。

- ・神戸マイスター交流サロン開催 1回
- ・ゲストティーチャー派遣 3校25名

(参考)

- ・神戸マイスター認定 60職種123名（平成5年度創設後累計）
- ・神戸アグリマイスター認定 19名（平成18年度創設後累計）

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

(ア) 専門家派遣（拡充）

中小企業等に対して必要な専門家を派遣し、SNSの活用等多様な経営課題解決を支援した。また、利用促進のため新規利用者を対象とした無料体験キャンペーンを行った。

a 個別企業等に対する専門家派遣

新製品開発等の経営革新をはじめとした経営力の向上への取り組みや、店舗計画に関する相談等を支援した。

〔派遣企業数〕 57件 291回

b 団体等に対する専門家派遣

経営計画の策定や共同事業等に取り組む商店街・小売市場の活性化

等を支援した。

〔派遣団体数〕 2件 11回

カ 相談・セミナー・研修等

(ア) 出張型中小企業成長支援事業

次代の有望企業を発掘・支援していくため、地元金融機関と連携し、出張型の中小企業成長支援を実施した。ヒアリングによりニーズを把握した上で、支援策の提案や柔軟な支援を行った。

- ・訪問企業数 147社（新規81社、複数回訪問66社）
- ・訪問後の支援メニュー利用・橋渡し件数 59社 62件

(イ) 100年経営支援事業（拡充）

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、企業ヒアリングや専門家の訪問相談を通じて事業承継のニーズの掘り起こしや、専門家による支援、後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングに取り組んだ。

- ・訪問企業数 40社
- ・専門家支援 5社
- ・事業承継件数 4社（事業開始から令和3年度末までの累計）

(ウ) 事業再構築補助金サポート窓口（新規）

中小企業の事業転換等を後押しし、神戸経済の持続的な成長につなげるため、「事業再構築補助金」の制度概要や申請までの手続き等の相談に税理士が応じる個別相談と中小企業診断士によるセミナーを開催した。

- ・相談件数 69件
- ・セミナー参加 19名

(エ) ワンストップ相談窓口

中小企業の様々な経営課題に対応するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談や弁護士、技術士による専門家相談を行った。

- ・金融・経営等総合相談 11,628件（金融1,423件、経営等10,205件）
- ・専門家相談 76件（弁護士54件、技術士22件）

(オ) セミナー・研修

神戸市産業振興センター内において、ソフトウェア研修を実施した。

- ・126講座 受講者数958名

(カ) 神戸生産技術研究会

機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした講演会を開催した。

- ・定例会 10回（講演会9回【オンライン併用】、見学会1回）

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興の総合的な拠点施設である神戸市産業振興センターの第5期指定管理者（令和3年度～令和7年度）として、施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

- ・デジタルサイネージシステム導入による効率的な貸館利用案内並びに中小企業支援情報、市政情報等の発信力強化
 - ・託児のための会議室使用料減免制度開始
 - ・新規利用者へのアンケートおよびご意見ボックスの設置
 - ・日数利用率
- | | |
|-----------|-------|
| 会議室（11室） | 73.3% |
| ホール | 52.6% |
| レセプションルーム | 38.5% |

（2）収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上をはかった。

② シューズ産業販路開拓支援事業（事業終了）

神戸市からケミカルシューズ産業の販路開拓支援を受託し、大丸神戸店での催事や展示会への出展支援を行った。また、ネット販売では楽天サイトの運営を行った。

2 事業別収支明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	419,840,956	427,222,508	△ 7,381,552
中小企業等支援事業	278,237,372	289,913,348	△ 11,675,976
創業・新事業支援事業	43,915,593	47,967,519	△ 4,051,926
販路開拓・拡大支援事業	127,463,229	130,318,921	△ 2,855,692
情報化支援・情報提供事業	4,124,446	4,156,747	△ 32,301
人材育成支援事業	14,468,478	14,990,159	△ 521,681
経営革新支援事業	21,350,329	21,655,530	△ 305,201
相談・セミナー・研修等支援事業	66,915,297	70,824,472	△ 3,909,175
施設管理運営事業	135,913,478	137,309,160	△ 1,395,682
産業振興センター管理運営事業	135,913,478	137,309,160	△ 1,395,682
共通	5,690,106	0	5,690,106
収益事業等会計	60,237,802	63,856,967	△ 3,619,165
施設事業	5,995,973	9,439,843	△ 3,443,870
シューズ産業販路開拓支援事業	27,567,457	27,567,457	0
その他事業	26,674,372	26,849,667	△ 175,295
法人会計	49,737,313	47,363,741	2,373,572
管理業務	49,737,313	47,363,741	2,373,572
合 計	529,816,071	538,443,216	△ 8,627,145

3 正味財産増減計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	8,128,722
特定資産運用益	9,512
事業収益	239,600,340
受取補助金	258,437,180
受取負担金	19,331,100
受取寄付金	2,220
雑収益	796,967
賞与引当金戻入額	10,021,004
経常収益計	536,327,045
(2) 経常費用	
事業費	484,289,857
管理費	48,715,920
経常費用計	533,005,777
評価損益等調整前当期経常増減額	3,321,268
特定資産評価損益等	0
評価損益等計	0
当期経常増減額	3,321,268
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,321,268
法人税、住民税及び事業税	122,000
当期一般正味財産増減額	3,199,268
一般正味財産期首残高	125,751,828
一般正味財産期末残高	128,951,096
II 指定正味財産増減の部	
基本財産運用益	8,128,722
一般正味財産への振替額	△ 8,130,942
当期指定正味財産増減額	△ 2,220
指定正味財産期首残高	636,065,776
指定正味財産期末残高	636,063,556
当期正味財産増減額	3,197,048
正味財産期首残高	761,817,604
III 正味財産期末残高	765,014,652

4 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	181,300,141	未払金	75,895,778
未収金	27,349,707	前受金	905,408
前払費用	763,538	預り金	12,420,704
		賞与引当金	8,649,258
流動資産合計	209,413,386	流動負債合計	97,871,148
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		退職給付引当金	49,160,190
投資有価証券	628,969,708	固定負債合計	49,160,190
預金	7,084,967	負債合計	147,031,338
基本財産合計	636,054,675		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	8,881	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	49,160,190	寄付金	636,054,675
普通預金	6,517,050	受贈什器備品	8,881
神戸セレクション見直し費用準備資金	4,000,000	(うち基本財産への充当額)	(636,054,675)
特定資産合計	59,686,121	(うち特定資産への充当額)	(8,881)
(3) その他固定資産		指定正味財産合計	636,063,556
什器備品	6,203,308	2. 一般正味財産	
長期貸付金	688,500	一般正味財産	128,951,096
その他固定資産合計	6,891,808	(うち基本財産への充当額)	(0)
固定資産合計	702,632,604	(うち特定資産への充当額)	(10,517,050)
資産合計	912,045,990	正味財産合計	765,014,652
		負債及び正味財産合計	912,045,990

5 財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	181,300,141	未払金	75,895,778
現金	80,000	神戸市精算返還金等	
預金	181,220,141	前受金	905,408
三井住友銀行 他		企業育成室等4月分利用料	
未収金	27,349,707	預り金	12,420,704
神戸市受託事業の精算等		産業振興センターの貸会議室利用料	
前払費用	763,538	賞与引当金	8,649,258
令和4年度の傷害保険料等諸経費		職員の翌年度の6月賞与分	
流動資産合計	209,413,386	流動負債合計	97,871,148
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	49,160,190
投資有価証券	628,969,708	固有職員分	
ルウェー輸出金融公社債	100,000,000	固定負債合計	49,160,190
第62回利付国庫債券(20年)	99,493,456	負債合計	147,031,338
第62回利付国庫債券(20年)	99,520,219	(正味財産の部)	
神戸市平成25年度第1回公募公債(10年)	200,000,000	正味財産合計	765,014,652
第401回大阪府公募公債(10年)	29,956,033		
ユーロ円建バワーバーステュアル債	100,000,000		
定期預金(但馬銀行)	7,084,967		
基本財産合計	636,054,675		
特定資産			
什器備品	8,881		
中小企業基盤整備機構受贈1件			
退職給付引当資産	49,160,190		
神戸信用金庫 他			
普通預金	6,517,050		
公益目的保有財産として保有するもの			
普通預金	4,000,000		
神戸レレクション見直し費用準備資金			
特定資産合計	59,686,121		
その他固定資産			
什器備品	6,203,308		
神戸市産業振興センター備品等			
長期貸付金	688,500		
資格取得支援費用			
その他固定資産合計	6,891,808		
固定資産合計	702,632,604		
資産合計	912,045,990	負債及び正味財産合計	912,045,990

6 事業別収入明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	419,840,956	41,067,486	152,675,236	216,895,878	9,202,356
中小企業等支援事業	278,237,372	41,067,486	16,761,758	216,895,878	3,512,250
創業・新事業支援事業	43,915,593	8,782,979	0	35,132,614	0
販路開拓・拡大支援事業	127,463,229	23,002,539	16,250,053	86,674,487	1,536,150
情報化支援・情報提供事業	4,124,446	1,305,040	0	2,819,406	0
人材育成支援事業	14,468,478	315,000	511,705	11,665,673	1,976,100
経営革新支援事業	21,350,329	6,414,528	0	14,935,801	0
相談・セミナー・研修等支援事業	66,915,297	1,247,400	0	65,667,897	0
施設管理運営事業	135,913,478	0	135,913,478	0	0
産業振興センター管理運営事業	135,913,478	0	135,913,478	0	0
共通	5,690,106	0	0	0	5,690,106
収益事業等会計	60,237,802	8,254,666	51,982,372	0	764
施設事業	5,995,973	5,995,223	0	0	750
シューズ産業販路開拓支援事業	27,567,457	2,259,443	25,308,000	0	14
その他事業	26,674,372	0	26,674,372	0	0
法人会計	49,737,313	0	4,951,680	41,541,302	3,244,331
管理業務	49,737,313	0	4,951,680	41,541,302	3,244,331
合 計	529,816,071	49,322,152	209,609,288	258,437,180	12,447,451

7 事業別支出明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	427,222,508	96,221,313	331,001,195
中小企業等支援事業	289,913,348	96,221,313	193,692,035
創業・新事業支援事業	47,967,519	23,687,763	24,279,756
販路開拓・拡大支援事業	130,318,921	28,869,645	101,449,276
情報化支援・情報提供事業	4,156,747	721,294	3,435,453
人材育成支援事業	14,990,159	11,152,268	3,837,891
経営革新支援事業	21,655,530	8,165,921	13,489,609
相談・セミナー・研修等支援事業	70,824,472	23,624,422	47,200,050
施設管理運営事業	137,309,160	0	137,309,160
産業振興センター管理運営事業	137,309,160	0	137,309,160
共通	0	0	0
収益事業等会計	63,856,967	14,476,715	49,380,252
施設事業	9,439,843	0	9,439,843
シューズ産業販路開拓支援事業	27,567,457	14,476,715	13,090,742
その他事業	26,849,667	0	26,849,667
法人会計	47,363,741	31,715,550	15,648,191
管理業務	47,363,741	31,715,550	15,648,191
合 計	538,443,216	142,413,578	396,029,638

8 収 支 計 算 書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	7,327,386
特定資産運用収入	9,512
事業収入	239,600,340
補助金収入	258,437,180
負担金収入	19,331,100
雑収入	796,967
事業活動収入計	525,502,485
2. 事業活動支出	
事業費支出	474,594,855
管理費支出	44,374,371
事業活動支出計	518,969,226
小 計	6,533,259
法人税、住民税及び事業税支出	122,000
事業活動収支差額	6,411,259
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産預金取崩収入	801,336
特定資産取崩収入	3,512,250
投資活動収入計	4,313,586
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	7,380,390
神戸レクシオン見直し費用準備資金	4,000,000
固定資産取得支出	7,283,100
長期貸付金支出	688,500
投資活動支出計	19,351,990
投資活動収支差額	△ 15,038,404
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△ 8,627,145
前期繰越収支差額	128,818,641
次期繰越収支差額	120,191,496

9 財務状況の推移

(令和元年度～令和3年度)

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	2→3増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	702	487	3,321	2,834
		経常収益	552,151	526,866	536,327	9,461
		うち公益	428,447	411,010	423,292	12,282
		うち公益以外	123,704	115,856	113,035	△ 2,821
		経常費用	551,449	526,379	533,006	6,627
		うち事業費（公益）	431,676	410,749	420,555	9,806
		うち事業費（公益以外）	79,753	71,178	63,735	△ 7,443
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	40,020	44,452	48,716	4,264
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	122	122	122	0	
	当期一般正味財産増減額	580	365	3,199	2,834	
	一般正味財産期首残高	124,806	125,386	125,751	365	
	一般正味財産期末残高	125,386	125,751	128,950	3,199	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 2	△ 2	△ 2	0
		指定正味財産増加額	6,495	7,137	8,128	991
		指定正味財産減少額	6,497	7,139	8,130	991
うち一般正味財産振替額		△ 6,497	△ 7,139	△ 8,130	△ 991	
指定正味財産期首残高		636,070	636,068	636,066	△ 2	
指定正味財産期末残高		636,068	636,066	636,064	△ 2	
正味財産期首残高		760,876	461,454	761,817	300,363	
当期正味財産増減		578	363	3,197	2,834	
正味財産期末残高		761,454	761,817	765,014	3,197	
貸借対照表		資産合計	893,437	920,297	912,046	△ 8,251
	流動資産	204,906	231,985	209,413	△ 22,572	
	固定資産	688,531	688,312	702,633	14,321	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	131,984	158,479	147,031	△ 11,448	
	流動負債	86,422	113,187	97,871	△ 15,316	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	45,562	45,292	49,160	3,868	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	761,454	761,817	765,015	3,198	
指定正味財産	636,068	636,066	636,064	△ 2		
一般正味財産	125,386	125,751	128,951	3,200		

V. 令和4年度事業計画

1 事業計画

日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大以降、いまだ感染対策と経済活動の両立を模索する状態が続いている。感染拡大に伴う緊急事態宣言が断続的に発出され、飲食宿泊等の対面型サービス業では営業機会が抑制される中で、ビジネスモデルの変革が急務である。製造業や卸売業でも、世界的な感染拡大の影響による工場の操業停止や物流の停滞、半導体不足等により部品調達難や納期遅れが生じる等、サプライチェーンの維持・強靱化が課題となっている。

このような状況の下、当財団では事業者の目線に立ち、市の産業振興行政の一翼を担う団体として創業や販路開拓の支援、経営課題の解決等の各種施策を市や関係支援機関とのネットワークを活かして着実に推進していく。

令和4年度は、市内中小企業の手元流動性の向上、経営基盤の拡大にダイレクトに貢献するため、販売チャレンジパイロットショップや販路開拓コーディネーター事業を実施するほか、平成19年度から実施している神戸セレクションを見直し、事業の強化をはかる等、販路開拓の支援に注力する。また、新たに女性の活躍を推進するため、女性に特化した起業支援を行う。

さらに、5G時代の到来に伴うDXの進展やエネルギー・環境分野での事業環境の変化を踏まえ、市のスマートシティづくりやカーボンニュートラルの取り組みへ市内ものづくり企業等の参入を促す等、市との相互連携をはかりながら、最適な支援メニューを提供する最前線の組織として体制・機能の充実を進め、市内中小企業の支援につながる効果的な事業ラインナップを整備し、神戸経済の発展に寄与する。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

目的：創業の裾野を拡大する

- 施策：・当財団が中心となる支援機関との連携によるセミナー、専門相談の実施
- ・開業後のフォローアップの実施
 - ・販売チャレンジパイロットショップを活用した実践的な女性起業支援策の実施

(イ) 食のスタートアップ支援事業

目的：飲食店の開業支援

施策：・阪急オアシス神戸三宮店地下1階キッチン&マーケット内で、飲食店の起業を目指している方に対しチャレンジの場を提供
・神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ等の派遣

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

目的：創業希望者や創業期企業を育成する

施策：・神戸市産業振興センター内での事業スペースの提供
・専門家による経営支援

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ（拡充）

目的：生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援する

施策：市営地下鉄の駅構内スペース等を活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場を提供

(イ) ふるさと納税返礼品・新商品開発支援事業

目的：中小企業のふるさと納税返礼品・新商品企画開発力の向上および販路開拓を支援する

施策：ふるさと納税返礼品の新商品企画開発経費の一部を補助

(ウ) 神戸セレクション

目的：神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し、新たな神戸ブランドの創出、販路開拓・拡大の支援をはかる

施策：・各地の百貨店やインターネット上のショッピングモールで展示・販売会等の実施
・さらなる事業の強化のための見直しの実施

(エ) 販路開拓コーディネート事業

目的：新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援する

施策：当財団職員が民間専門人材と共に市内中小企業の課題を整理し、販路拡大に向けた計画策定等の伴走型支援を実施

(オ) 戦略産業参入支援事業

a 航空機産業参入支援

目的：今後大きく成長することが見込まれる航空機産業への地元中小製造業の参入をさらに促進する

施策：将来に向けた一貫生産体制の構築を目標に、地元中小製造業グループの品質保証体制や製造技術力強化等の支援

b 水素産業参入支援

目的：今後長期的に成長することが見込まれる水素関連産業への地元中小製造業の参入を促進する

施策：事業化支援や実証事業を通じた大手メーカー等からの受注促進

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術

目的：認定企業の情報発信による販路開拓等を支援する

施策：
・引き続き優れた技術や製品を有する市内中小企業を、「神戸発・優れた技術」として認定
・認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介する広報媒体により、全国に発信
・事業発展のための見直し検討

(イ) 広報・PR事業（拡充）

目的：市内中小企業に対し支援策の活用を促す情報発信および広聴を強化する

施策：
・ホームページの全面リニューアルによる施策情報および利用事例の発信力強化、ユーザビリティ向上
・ユーザーアンケートの実施ならびに分析
・SNS（Instagram・Twitter）による支援情報発信

(ウ) 中小企業支援データベース構築

目的：市内中小企業の基本情報や支援情報を集積し、組織的な支援体制を構築する

施策：
・中小企業データベースの充実
・市内中小企業の情報を発信する「Biz search KOBE」の運用

(エ) 地域DX促進活動支援事業（新規）

目的：市内中小企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（DX）を推進し、その生産性を向上させる

施策：産学官金連携による支援コミュニティ「神戸未来共創思考サロン」の形成をはかる

エ 人材育成の支援

(ア) 人づくり研修

目的：研修の実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援する

施策：中小企業の意見を踏まえた、若手従業員等を対象としたビジネスシーンに必要な基礎研修を実施

(イ) 神戸マイスター

目的：市が「神戸マイスター」と認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者の社会的認知の向上をはかるとともに、技術・技能を継承・発

展させる人材の育成を支援する

- 施策：・「神戸マイスターフェスティバル」「神戸マイスター交流サロン」等の実施
・「ゲストティーチャー制度」等での後進指導

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

（ア）専門家派遣

目的：中小企業等に必要な専門家を派遣し、経営に関する多様な課題の解決を支援する

- 施策：・経営革新、ITツール等の導入、ISO認証取得等の支援
・商店街・小売市場の活性化等の支援

カ 相談・セミナー・研修等

（ア）出張型中小企業成長支援事業

目的：地元金融機関と連携し、次代の有望企業を発掘・支援する

- 施策：企業へのヒアリングによりニーズを把握し、支援策の提案や柔軟な支援を展開

（イ）100年経営支援事業

目的：中小企業の事業承継の円滑化をはかり、サプライチェーンの鍵となる企業や地域に根付いた価値ある企業を次世代に引き継ぐ

- 施策：・企業ヒアリングによる事業承継ニーズの掘り起こし
・専門家の訪問支援によるプッシュ型支援を実施
・後継者不在企業と起業家等第三者とのマッチングを実施

（ウ）ワンストップ相談窓口

目的：市内中小企業者の様々な経営課題に対応するための相談および案内を行う

- 施策：・「ひょうご・神戸経営相談センター」における、
県・市・商工会議所等支援施策の総合的な案内
・神戸商工会議所と連携した、経営・金融に関する相談等
・技術士による専門家相談（技術士会と連携）

（エ）セミナー・研修

目的：中小企業に従事する人材の能力向上をはかる

- 施策：パソコン講座のほか、中小企業支援機関等と連携し神戸市産業振興センターにおいて、セミナー・研修を開催

（オ）神戸生産技術研究会

目的：機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループが、技術交流および中小企業への技術移転を推進

施策：生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした研究会や見学会の開催

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

第5期指定管理の2年目

引き続き、中小企業振興の総合的な拠点施設として会議室、レセプションルーム等の利用促進をはかるとともに、利用者の視点に立った、より安全・安心で快適なサービスを提供

<具体的な内容>

- ・隣接駐車場との提携による会議室等利用者への駐車場割引券の交付
- ・託児のための会議室使用料減免
- ・会議室のカーペット・クロスの更新および照明LED化等

(2) 収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内のレストラン運営と自動販売機の設置により、施設利用者の利便性を向上

2 経営改善の取組状況

神戸市の中小企業支援センターとして、市政を補完し、中小企業の様々なニーズに対応した支援を効果的・効率的に実施していくため、以下の観点から経営改革に取り組んでいる。

(1) 中小企業支援組織としての組織力の向上

質の高い中小企業支援サービスの源泉となる職員の質・量の向上とともに、組織力のアップをはかっている。

- ① 固有職員および民間人材の積極的な登用
- ② 業務実績が給与に適切に反映される新たな人事評価システムの導入
- ③ 職員への中小企業診断士等の資格取得奨励
- ④ 職員の企業支援の現場対応力の向上をはかるための研修の実施

(2) 広報・広聴の充実

市内中小企業に必要な支援策を広く活用いただくため、関係機関の支援策等も含めた広報の充実をはかっている。また、直接訪問等により中小企業経営者の声を集める広聴の充実をはかり、データベースへの蓄積と施策展開への活用を推進している。

- ① ホームページのリニューアル
- ② SNSによる情報発信
- ③ 企業訪問等による財団総合パンフレットや経営課題アンケートの配布
- ④ 企業情報の収集およびデータベースへの蓄積

(3) 販路開拓・拡大への取り組み

生活文化産業系事業者（ファッション・飲食等）の販路開拓・拡大に向けて、あらゆるチャンネルを通じた幅広い販路の拡大・開拓活動や効果的な新規広報活動を展開している。また、重工系ものづくり企業の販路開拓・拡大では、市の施策とのマッチングや具体的なプロジェクトの組成をアレンジし、市のスマートシティづくりやカーボンニュートラルの取り組みへの参入を促進している。

- ① 飲食・物販などのテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場を提供
- ② 財団職員が民間専門人材と共に販路拡大に向けた伴走型支援を実施
- ③ 航空機産業や水素関連産業への地元中小製造業の参入を促進
- ④ 市内中小企業のデジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)を推進

3 事業別予定収支明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	396,363	397,235	△ 872
中小企業等支援事業	263,637	268,352	△ 4,715
創業・新事業支援事業	31,026	31,742	△ 716
販路開拓・拡大支援事業	125,201	131,002	△ 5,801
情報化支援・情報提供事業	28,931	29,984	△ 1,053
人材育成支援事業	4,349	4,300	49
経営革新支援事業	26,687	25,691	996
相談・セミナー・研修等支援事業	47,443	45,633	1,810
施設管理運営事業	128,883	128,883	0
産業振興センター管理運営事業	128,883	128,883	0
共通	3,843	0	3,843
収益事業等会計	38,306	38,483	△ 177
施設事業	8,275	8,452	△ 177
その他事業	30,031	30,031	0
法人会計	37,418	35,592	1,826
管理業務	37,418	35,592	1,826
当期合計	472,087	471,310	777

4 予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	5,489
特定資産運用益	10
事業収益	211,558
受取補助金	251,217
受取負担金	3,813
受取寄付金	2
雑収益	0
賞与引当金戻入額	8,416
経常収益計	480,505
(2) 経常費用	
事業費	446,715
管理費	38,444
経常費用計	485,159
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,654
評価損益等計	0
当期経常増減額	△ 4,654
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,654
法人税、住民税及び事業税	61
当期一般正味財産増減額	△ 4,715
一般正味財産期首残高	110,929
一般正味財産期末残高	106,214
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	0
基本財産運用益	5,489
一般正味財産への振替額	△ 5,491
当期指定正味財産増減額	△ 2
指定正味財産期首残高	636,058
指定正味財産期末残高	636,056
当期正味財産増減額	△ 4,717
正味財産期首残高	746,987
III 正味財産期末残高	742,270

5 予定貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	171,647	未払金	50,000
未収入金	500	前受金	5,000
未収金	5,000	預り金	20,000
前払費用	1,300	賞与引当金	8,703
流動資産合計	178,447	流動負債合計	83,703
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	59,545
投資有価証券	629,770	固定負債合計	59,545
定期預金	6,284	負債合計	143,248
基本財産合計	636,054		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	3	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	59,545	寄付金	636,054
普通預金	6,517	受贈什器備品	2
特定資産合計	66,065	(うち基本財産への充当額)	(636,054)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(6,520)
什器備品	4,952	指定正味財産合計	636,056
その他固定資産合計	4,952	2. 一般正味財産	
固定資産合計	707,071	一般正味財産	106,214
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517)
		正味財産合計	742,270
資産合計	885,518	負債及び正味財産合計	885,518

6 事業別予定収入明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	396,363	23,183	148,930	220,407	3,843
中小企業等支援事業	263,637	23,183	20,047	220,407	0
創業・新事業支援事業	31,026	6,889	1,892	22,245	0
販路開拓・拡大支援事業	125,201	6,869	16,339	101,993	0
情報化支援・情報提供事業	28,931	1,249	0	27,682	0
人材育成支援事業	4,349	462	1,816	2,071	0
経営革新支援事業	26,687	6,914	0	19,773	0
相談・セミナー・研修等支援事業	47,443	800	0	46,643	0
施設管理運営事業	128,883	0	128,883	0	0
産業振興センター管理運営事業	128,883	0	128,883	0	0
共通	3,843	0	0	0	3,843
収益事業等会計	38,306	5,875	32,431	0	0
施設事業	8,275	5,875	2,400	0	0
その他事業	30,031	0	30,031	0	0
法人会計	37,418	0	4,952	30,810	1,656
管理業務	37,418	0	4,952	30,810	1,656
合 計	472,087	29,058	186,313	251,217	5,499

7 事業別予定支出明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	397,235	111,087	286,148
中小企業等支援事業	268,352	108,843	159,509
創業・新事業支援事業	31,742	10,985	20,757
販路開拓・拡大支援事業	131,002	50,367	80,635
情報化支援・情報提供事業	29,984	13,670	16,314
人材育成支援事業	4,300	1,023	3,277
経営革新支援事業	25,691	9,765	15,926
相談・セミナー・研修等支援事業	45,633	23,033	22,600
施設管理運営事業	128,883	2,244	126,639
産業振興センター管理運営事業	128,883	2,244	126,639
共通	0	0	0
収益事業等会計	38,483	1,080	37,403
施設事業	8,452	0	8,452
その他事業	30,031	1,080	28,951
法人会計	35,592	26,098	9,494
管理業務	35,592	26,098	9,494
合 計	471,310	138,265	333,045

8 収 支 予 算 書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	4,688
特定資産運用収入	10
事業収入	211,558
補助金収入	251,217
負担金収入	3,813
寄付金収入	0
雑収入	0
事業活動収入計	471,286
2. 事業活動支出	
事業費支出	435,657
管理費支出	35,592
事業活動支出計	471,249
小 計	37
法人税、住民税及び事業税支出	61
事業活動収支差額	△ 24
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	801
特定資産取崩収入	0
投資活動収入計	801
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	0
投資活動支出計	0
投資活動収支差額	801
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	777
前期繰越収支差額	117,866
次期繰越収支差額	118,643

VI. 令和3年度主要事業計画・実績比較

事業名	事業計画	実績	備考
開業支援 コンサルジュ等	150件	111件	創業件数
専門家派遣	38件	59件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	75.0%	73.3%	会議室利用率
	67.0%	52.6%	ホール利用率
	56.0%	38.5%	レセプ ^o ションルーム利用率

VII. 主要事業の推移（令和元年度～令和3年度）

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
開業支援 コンサルジュ等	117件	103件	111件	創業件数
専門家派遣	47件	89件	59件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	72.1%	63.4%	73.3%	会議室利用率
	59.9%	53.8%	52.6%	ホール利用率
	53.0%	88.6%	38.5%	レセプ ^o ションルーム利用率